

沼津市手話言語条例

令和2年3月26日条例第6号

言語は、お互いの感情を分かり合い、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきた。手話は、音声言語である日本語と異なる言語であり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語である。ろう者等は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として手話を大切に育んできた。

しかしながら、長年の間、手話が言語として認識されてこなかったことなどから、ろう者等は、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。

沼津市では、こうしたろう者等の社会的障壁を解消するため、昭和49年から市役所への手話通訳者の設置及び手話通訳者派遣事業を実施するとともに、手話講習会を開催するなど手話の普及にも努めてきた。

また、近年、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語として位置付けられ、全国的に手話言語条例を制定する自治体が増加するなど、手話を取り巻く環境は変化しつつある。

今こそ、すべての市民が安心して暮らすことができる地域社会をつくる第一歩として、手話に対する理解をはじめ、聴こえないことへの理解をさらに広めるべき時である。ここに私たちは、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解と広がりをもって地域で支え合い、手話を使って安心して暮らすことができる沼津市を目指し、この条例を制定するものである。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話及びろう者等への理解の促進並びに手話の普及等について基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的な施策の推進を図り、もって共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ろう者等 手話をコミュニケーション手段としている聴覚障害者をいう。

- (2) 市民 市内において住み、働き、学び、又は活動する個人又は団体をいう。
- (3) 手話の普及等 手話の普及その他地域において手話を使用しやすい環境の構築のために必要かつ合理的な配慮を行うことをいう。
- (4) ろう者等の関連団体 ろう者等及びその意思疎通支援者を主な構成員とする市民団体をいう。
- (5) 事業者 市内において営利・非営利を問わず事業を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 手話及びろう者等への理解の促進並びに手話の普及等は、次に掲げる事項を踏まえ、ろう者等及びろう者等以外の者が相互に人格と個性を尊重し合うことを基本として行われなければならない。

- (1) 手話は、ろう者等が大切に守り続けてきた言語であること。
- (2) ろう者等は、手話による意思疎通を円滑に図る権利を有し、その権利は尊重されなければならないこと。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、ろう者等の自立した日常生活及び地域における社会参加のため、ろう者等及びろう者等の関連団体と連携し、手話及びろう者等への理解の促進並びに手話の普及等により、ろう者等が手話によるコミュニケーションをとることができるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、第7条に掲げる施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、手話及びろう者等への理解を深めるとともに、市の施策に協力し、手話を使用しやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

2 ろう者等及びろう者等の関連団体は、市の施策に協力するとともに、手話及びろう者等への理解の促進並びに手話の普及等に努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、手話の使用に配慮するほか、ろう者等が利用しやすいサービスを提供するよう努めるものとする。

2 ろう者等を雇用する事業者は、手話の使用に配慮するほか、ろう者等が働きやすい職場環境の整備に努めるものとする。

(推進方針)

第7条 市は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するための方針（以下「推進方針」という。）を策定するものとする。

- (1) 手話及びろう者等への理解の促進並びに手話の普及等を図るための施策
- (2) 手話の獲得及び習得に関する支援並びに機会の拡大のための施策
- (3) 手話による意思疎通に関する支援及び機会の拡大のための施策
- (4) 手話による情報取得の機会の拡大のための施策
- (5) ろう者等に対する情報提供及びろう者等の意思疎通支援のための施策
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

2 市は、前項の推進方針の策定に当たっては、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する障害者のための施策に関する基本的な計画との整合性を図るものとする。

3 市は、施策の実施状況を毎年度検証し、必要に応じ、推進方針の見直しを行うものとする。

4 市は、推進方針の策定及び見直し並びに施策の実施に当たっては、ろう者等及びろう者等の関連団体の参画を得て、十分な意思疎通を図りながら進めなければならない。

（委任）

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。